

報告第8号

平成26年度東京都台東区一般会計補正予算（第3回）の
専決処分について

衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査の執行に要する経費について早急に予算措置を講じる必要が生じたため、標記予算を専決処分したので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第3項の規定に基づき報告する。

平成26年11月25日

東京都台東区長 吉 住 弘



専 決 処 分 書

次の事項について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め専決処分する。

平成26年度東京都台東区一般会計補正予算（第3回）

（別 紙）

理由

平成26年12月14日に衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査が行われることとなり、その執行に要する経費について予算上の措置をとる必要が生じた。

本件については、公正な選挙を円滑に行うため早急に措置する必要があり、区議会を招集する時間的余裕がないので、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分する。

平成26年11月21日

東京都台東区長 吉 住 弘

平成26年度東京都台東区一般会計補正予算（第3回）

平成26年度東京都台東区一般会計補正予算（第3回）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ68,921千円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ96,635,686千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の総額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成26年11月21日

東京都台東区長 吉 住 弘

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
14 都支出金		6,855,238	68,921	6,924,159
	3 都委託金	469,352	68,921	538,273
歳入合計		96,566,765	68,921	96,635,686

歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		14,159,317	68,921	14,228,238
	5 選挙費	17,929	68,921	86,850
歳出合計		96,566,765	68,921	96,635,686